

令和3年2月5日

保護者様

埼玉県立川越総合高等学校  
校長 服部 修

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について

立春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、御家庭での新型コロナウイルス感染防止対策に対する御理解・御協力を厚く御礼申し上げます。

令和3年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、県の新型感染症専門家会議、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」が改定されました。

つきましては、急な御連絡で大変申し訳ございませんが、これを受け、本校も下記の対応をさせていただきます。引き続き、御家庭での御協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1 県立学校における学校運営の基本方針

「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」

### 2 登校時の3密の回避について【再延長】

令和3年1月8日（金）～3月4日（木） 登校時間 9：40（1時間繰り下げ）

### 3 短縮授業について【再延長】

令和3年1月12日（火）～2月17日（水）、3月4日（木） 40分授業

### 4 学年末考査について

令和3年2月18日（木）～2月25日（木） 1時限あたり40分で実施

### 5 部活動の中止について【再延長】

令和2年12月25日（金）から令和3年3月7日（日）までの活動を、原則中止とします。

### 6 御家庭へのお願いについて

- ア 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）
- イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない
- ウ 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）
- エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- オ 生徒のみの会食等の自粛

### 7 緊急連絡先について

学年、組、生徒氏名、連絡先（携帯電話番号等）、内容を明記の上、次のアドレスに送信してください。受信後、学校から連絡をさせていただきます。 [E-mail: ks1@spec.ed.jp](mailto:ks1@spec.ed.jp)

担当 教頭 和久井  
電話 049-222-4148